

(様式第2号)

団体概要書

団体の名称	特定非営利活動法人 日本サービスドッグ協会
団体所在地	〒639-2121 奈良県葛城市新村 210
活動の開始年月	2003年 9月
法人格	<input checked="" type="radio"/> あり <input type="radio"/> 申請中 <input type="radio"/> なし (該当するものに○印をつけてください)
認証・許可年月日	2003年 9月 19日 所轄：奈良県
活動分野 (主なものを3つ程度までに○をつけて下さい)	1.保健・医療 <input checked="" type="radio"/> 2.福祉 <input checked="" type="radio"/> 3.社会教育 <input checked="" type="radio"/> 4.まちづくり 5.観光の振興 6.農山漁村の振興 7.中山間地域の振興 8.学術 9.文化・芸術 10.スポーツ 11.環境の保全 <input checked="" type="radio"/> 12.動物愛護 <input type="radio"/> 13.災害救援 14.地域安全活動 15.人権・平和 16.国際協力・交流 17.男女共同参画 18.子どもの健全育成 19.子育て支援 20.情報化社会の発展 21.科学技術 22.経済活動の活性化 23.職業能力・雇用機会 24.消費者の保護 25.団体の連携・支援 26.その他
主な活動対象地域	奈良県全域 国内全域
現在の活動内容	補助犬を引退させようとしている、または引退させた補助犬使用者の精神的ケアおよび現役補助犬の病気や事故等で、緊急かつ早急に代替犬が必要になった場合の支援。引退した補助犬を引取って飼育するボランティアの充実及びそのサポート(介護相談等) 引退補助犬に掛かる医療費・介護費等の支援 高齢・病気等で歩行困難になった引退補助犬へのカートやスロープ等のレンタル、おむつやペットシート、介護服、床ずれ予防マット等の介護用品の支給 その他、各種支援事業の為に資金調達、社会啓蒙活動を行う 個人会員数 483人 団体会員 2団体 専従職員 4人
これまでの活動実績 (行政や企業、他団体との協働事業実績を含む)	令和4年度活動実績 医療費・介護支援金支援 44件 高額医療費支援 18件 介護用品支援 302件 介護用品貸与 97件 サプリメント支援 240件 基金調達・啓蒙活動(令和4年) 街頭募金 4回 イベント・学校訪問 49回 会報発行 2回 介護相談 随時 全国の補助犬協会 15団体との交流・引退犬支援を行う 企業様のご協力をいただきイベントへの参加(日産奈良・ロータリークラブ等) 読売新聞・毎日新聞にて協会の活動を紹介いただきました 奈良県地域貢献サポート基金からの助成
寄附者へのPR (寄附を活用して取り組みたい活動内容)	共に歩み光と希望を与えてくれた補助犬たちの老後の幸せを願いつつ引退後を飼育して下さる引退犬ボランティアを応援しようと、県内の盲導犬使用者が立ち上げた協会です。人間の為に頑張って働いてくれた補助犬(盲導犬・介助犬・聴導犬)たちの引退後の余生が、安心して穏やかに過ごせるよう、医療費支援や介護用品支援・介護相談を行っています。 また引退補助犬たちを応援する輪が広がりますように…と啓蒙活動にも力を入れて頑張っています。 引退補助犬たちへのご支援をいただけましたら幸いです。

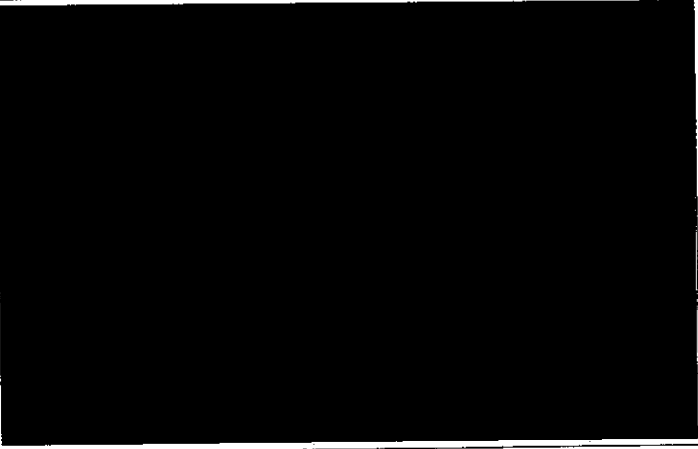
(様式第3号)

令和5年12月23日現在

団体役員名簿

団体名：特定非営利活動法人

日本サービスドッグ協会

役職名	氏名	住所
理事	谷口 二朗	
理事	佐藤 博子	
理事	杉田 琢視	
理事	森 匡司	
理事	西澤 陽一郎	
監事	吉川 寛	

(注) この用紙に記載された情報をPDF化して基金のホームページ上に掲載する際には、個人情報保護の観点から、住所欄にマスキング処理を施します。

特定非営利活動法人日本サービスドッグ協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人日本サービスドッグ協会という。ただし、英文表記は Japan Service Dog Association (略称 JSDA) とする。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を奈良県葛城市新村210番地に置く

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、身体障害者に対して社会参加を促し、社会の一員としての自立を確立するために必要となる補助犬の重要性を啓発し、障害者に豊かで健全な住民意識を認識・発展させること、及び障害者と補助犬との交流を活性化するための補助犬の育成・支援に関する事業等を行うことにより、安心とゆとりある社会福祉の増進や、社会教育の推進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 補助犬育成・利用に関する事業
 - ② 補助犬の啓発に関する事業
 - ③ 補助犬の終末支援に関する事業
 - ④ 補助犬に関する調査・研究事業
 - ⑤ 補助犬等補助具の開発、製作及び支援事業
- (2) その他の事業
 - ① 物品販売等に関する事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体
- (3) 名誉会員 この法人に功績があり理事会が承認した者

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

但し、名誉会員については、理事会の承認後、本人が了承することによって入会する。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。



(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 5人以上9人以内
- (2) 監事 1人

2 理事のうち、1人を理事長とし、3人以内で副理事長をおくことができる。

(選任等)

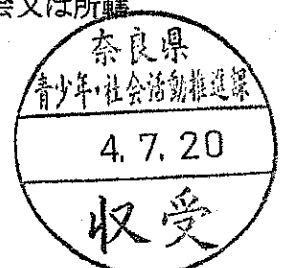
第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。



- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

また、任期満了前に、総会において後任の役員が選任された場合は、当該総会が終結するまでを任期とする。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬



- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

（開催）

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

（招集）

第25条 総会は、第24条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第24条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

（議長）

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

（定足数）

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

（議決）

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面もしくは電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

（表決権等）

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、第28条第2項、第30条第1項第2号及び第49条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

（議事録）

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数）



を付記すること。)

- (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名若しくは記名、押印しなければならない。
- 3 前2項の規定に関わらず、社員全員が書面もしくは電磁的方法により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第33条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から10日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。



(表決権等)

第 37 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第 38 条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名若しくは記名、押印しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 39 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第 40 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 41 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第 42 条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

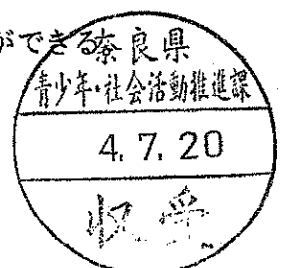
第 43 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

- 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第 44 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

- 2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。



(予算の追加及び更正)

第45条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、解散時の総会決議により、法第11条第3項に掲げる者のうち、補助犬に関係する適切な法人を定め譲渡するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載し



ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第 10 章 雑則

(細則)

第 54 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	今西 純一
副理事長	井澤 正博
理事	岩本 士
同	森田 富廣
同	吉田 聖
同	岩本 弥
同	増井 教二
監事	吉川 寛
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から 17 年 5 月 31 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 42 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 47 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 16 年 3 月 31 日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

年会費

- | | | |
|----------|------------|--------------|
| (1) 正会員 | 個人：5,000 円 | 団体：200,000 円 |
| (2) 賛助会員 | 個人：3,000 円 | 団体：50,000 円 |
| (3) 名誉会員 | 任意 | |

現行の定款に相違ございません

令和 4 年 7 月 6 日

〒639-2121

奈良県葛城市新村 210

特定非営利活動法人日本サービスドッグ協会

理事長 谷口 二郎



令和4年度 事業報告書

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

特定非営利活動法人 日本サービスドッグ協会

1 事業の成果

新型コロナウイルス感染症の影響により、活動の制限がある中、20周年記念イベントの開催により多くの方に知っていただく事が出来、また毎月のシャンプーデーや引退犬専用の公式ラインの開設により、支援・相談を充実に行うことが出来ました。
チャリティーカレンダーの販売により支援金の確保をすることと、ボランティアさんによる活動やSNS等のネット配信で当協会の活動を多くの方に知っていただくことができ、寄付や賛助会員の確保や企業からの支援協力を受けることが出来ました。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び人数	支出額(千円)
補助犬育成・利用に関する事業	令和3年度は実施しませんでした。					0
補助犬の啓発に関する事業	街頭募金でチラシを配布し、当会の活動や補助犬・引退犬について理解を深めた。(15回)	4月29日 4月30日 5月3日 5月29日 7月20日 7月21日 7月22日 7月23日 7月24日 10月9日 10月10日 12月4日 12月10日 12月12日 12月25日	春のたかだおかげまつり 春のたかだおかげまつり えびね山草展募金啓発活動 奥河内くろまろの郷街頭募金 H20サンタNPOフェスティバル H21サンタNPOフェスティバル H22サンタNPOフェスティバル H23サンタNPOフェスティバル H24サンタNPOフェスティバル 秋のたかだおかげまつり 秋のたかだおかげまつり 道の駅かなん街頭募金 道の駅かつらぎ街頭募金 京阪百貨店守口店前街頭募金 京阪百貨店守口店前街頭募金	10名 10名 6名 15名 10名 10名 10名 10名 10名 10名 10名 5名 10名 5名 5名	一般市民 一般市民 一般市民 一般市民 一般市民 一般市民 一般市民 一般市民 一般市民 一般市民 一般市民 一般市民 一般市民 一般市民 一般市民	2481
	各種イベント・学校などに参加又は訪問し、補助犬・引退犬について理解を深めた。(48回)	4月3日 4月3日 4月11日 5月5日 5月8日 5月11日 5月15日 5月22日 6月10日 6月11日 6月11日 6月12日 6月27日	お墓とさくらとマルシェ 春季動物大法要 幸せの黄色いレシートキャンペーン アシストファームフリーマーケット とさのさとマルシェ 幸せの黄色いレシートキャンペーン 九島院お寺でフリマ とさのさとマルシェ 高田小学校講演会 幸せの黄色いレシートキャンペーン 奈良日産まる見えワンダーランド2 奈良日産まる見えワンダーランド3 磐園小学校講演会	5名 5名 5名 5名 5名 5名 5名 5名 5名 5名 10名 10名 5名	一般市民 一般市民 一般市民 一般市民 一般市民 一般市民 一般市民 一般市民 小学生 一般市民 一般市民 一般市民 小学生	

		7月11日	幸せの黄色いレシートキャンペーン	5名	一般市民
		8月11日	幸せの黄色いレシートキャンペーン	5名	一般市民
		8月28日	孟蘭盆動物大法要	5名	一般市民
		9月11日	幸せの黄色いレシートキャンペーン	5名	一般市民
		10月3日	JAMMIN1週間限定チャリティー販売 (※)	700名	一般市民
		10月4日	東海南中学校講演会	5名	中学生
		10月5日	美原北小学校講演会	5名	小学生
		10月10日	ハンドメイド関西	5枚	一般市民
		10月11日	幸せの黄色いレシートキャンペーン	5名	一般市民
		10月15日	ハウオリマカナ	2名	一般市民
		10月16日	ハウオリマカナ	2名	一般市民
		10月24日	浮孔小学校講演会	5名	小学生
		10月30日	オータムりんくう音楽祭	5名	一般市民
		11月2日	彩都中学校講演会	3名	中学生
		11月4日	片塩小学校講演会	5名	小学生
		11月9日	下市中学校講演会	5名	中学生
		11月11日	幸せの黄色いレシートキャンペーン	5名	一般市民
		11月11日	JSDA設立20周年記念イベント	25名	一般市民
		11月12日	JSDA設立21周年記念イベント	25名	一般市民
		11月19日	ふれあい人権フェスタ2022	6名	一般市民
		11月27日	とさのさとマルシェ	5名	一般市民
		11月28日	五條東小学校講演会	5名	小学生
		12月1日	内海小学校講演会	10名	小学生
		12月11日	幸せの黄色いレシートキャンペーン	5名	一般市民
		12月17日	浮孔小学校講演会	5名	小学生
		12月24日	マルシェ イン ノビノス	5名	一般市民
		1月3日	犬飼山轉法輪寺鏡開き大法要	10名	一般市民
		1月8日	八川どんどもつり	10名	一般市民
		1月20日	浮孔西小学校講演会	5名	小学生
		1月26日	真美ヶ丘小学校講演会	5名	小学生
		2月12日	マルシェ イン ノビノス	5名	一般市民
		2月16日	片桐西小学校講演会	5名	小学生
		2月27日	菅原小学校講演会	5名	小学生
		3月21日	西和やまとロータリークラブ主催コンサート	5名	一般市民
		3月31日	マーティンゆうさんイラスト展	5名	一般市民
	会報を発行し会員その他への補助犬・引退犬への理解を深めた。(2回)	8月8日 3月8日	会報63号発行 会報64号発行	15名 15名	会員・寄付者等 延約2700人
補助犬の 終末支援に 関する事業	医療・介護費を支援することで、引退犬飼育者の負担を軽減し、元使用者の精神的不安を軽減した。	随時 (44件)	引退犬飼育者宅	延40名	引退犬飼育者 とその家族 200名
	介護用品を支援することで、引退犬飼育者の負担を軽減し、元使用者の精神的不安を軽減した。	随時 (302件)	引退犬飼育者宅	延388名	引退犬飼育者 とその家族 200名
	高額医療費補助金を支援することで、引退犬飼育者の経済的負担を軽減し、元使用者の精神的不安を軽減した。	随時 (18件)	引退犬飼育者宅	延4名	引退犬飼育者 とその家族 200名
	カートなど的高額な介護用品をレンタルすることで、引退犬飼育者の負担を軽減し、元使用者の精神的不安を軽減した。	随時 (97件)	引退犬飼育者宅	延76名	引退犬飼育者 とその家族 200名
	サプリメントを支援することで、引退犬飼育者の負担を軽減し、元使用者の精神的不安を軽減した。	随時 (240件)	引退犬飼育者宅	延306名	引退犬飼育者 とその家族 200名

	シャンプールームを設け自宅でシャンプーが困難な引退犬を清潔に保つことができた。	随時 毎月1回	シャンプールーム利用 引退犬シャンプーデー	延30名	引退犬飼育者 とその家族 100名	
	研修会を開く予定をしていたが、新型コロナウイルス感染予防の為中止					
	ホームページの掲示板で引退犬飼育者同士が情報を交換しあい、心的負担を軽減した。	随時	引退犬飼育者宅	延3名	不特定多数	
	電話での相談を受け引退犬飼育者の負担を軽減し、元使用者の精神的不安を軽減した。	随時	JSDA事務所	延3名	引退犬飼育者 とその家族	
	引退補助犬慰霊碑を建立した事により、納骨、慰霊祭を行うことが出来た。	4月10日 随時	引退補助犬慰霊祭 宝塚動物霊園奈良分院 毎月供花	20名	引退犬飼育者 と一般市民	
補助犬に関する調査・研究事業	補助犬又は引退補助犬に対する調査・研究	随時	JSDA事務所	延20名	不特定多数	0
補助犬等補助具の開発、製作及び支援事業	引退補助犬の介護ベルト等の製作・開発・試用	随時	JSDA事務所	延50名	引退犬飼育者 とその家族	0

(2) その他の事業

定款の事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数	支出額(千円)
物品販売等に関する事業	介護用品、チャリティグッズ等の販売	随時	JSDA事務所	延2名	7726

令和4年度活動計算書

令和4年4月1日から令和5年3月31日

特定非営利活動法人日本サービスドッグ協会

(単位:円)

科 目	特定非営利活動に係る事業	その他の事業	合 計
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	15,000	0	15,000
団体賛助会員	50,000	0	50,000
賛助会員受取会費	1,011,000	0	1,011,000
受取会費計	1,076,000	0	1,076,000
2. 受取寄付金			
受取寄付金	83,812,631	0	83,812,631
募金収入	2,788,050	0	2,788,050
受取寄付金計	86,600,681	0	86,600,681
3. 事業収益			
育成利用事業収益	0	0	0
啓発事業収益	0	0	0
終末支援事業収益	189,900	0	189,900
補助具の開発事業収益	0	0	0
調査研究事業収益	0	0	0
物品販売事業収益	0	8,194,112	8,194,112
事業収益計	189,900	8,194,112	8,384,012
4. その他収益			
受取利息	196	0	196
雑収入	0	0	0
その他収益計	196	0	196
経常収益計	87,866,777	8,194,112	96,060,889
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	1,609,950	960,000	2,569,950
通勤費	466,000	220,000	686,000
人件費計	2,075,950	1,180,000	3,255,950
(2) その他経費			
寄付金支出	0	0	0
支援金	5,050,000	0	5,050,000
支援品	535,172	0	535,172
商品仕入れ代	0	4,488,912	4,488,912
カレンダー経費	0	0	0
旅費交通費	164,714	156,003	320,717
通信費	191,262	193,989	385,251
運搬費	342,833	664,738	1,007,571
消耗品費	512,249	36,832	549,081
事務用品費	137,595	97,193	234,788
印刷製本費	422,400	190,300	612,700
宣伝広告費	4,999	0	4,999
イラスト制作費	0	500,000	500,000
謝礼金	636,170	0	636,170
接待交際費	0	0	0
車両関連費	0	104,300	104,300
租税公課	600	39,500	40,100
減価償却費	0	0	0
手数料	0	74,280	74,280
その他経費計	7,997,994	6,546,047	14,544,041
事業費計	10,073,944	7,726,047	17,799,991
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	520,000	0	520,000
給料手当	160,550	0	160,550
福利厚生費	0	0	0
通勤費	213,000	0	213,000

人件費計	893,550	0	893,550
(2)その他経費			
会議費	225,000	0	225,000
顧問料	0	0	0
旅費交通費	0	0	0
通信費	227,474	0	227,474
運搬費	282,626	0	282,626
消耗什器備品費	0	0	0
消耗品費	84,700	0	84,700
印刷製本代	8,250	0	8,250
修繕費	200,900	0	200,900
事務用品費	367,544	0	367,544
燃料費	0	0	0
光熱水量費	382,799	0	382,799
接待交際費	2,280	0	2,280
保険料	96,207	0	96,207
諸謝金	0	0	0
租税公課	281,700	0	281,700
施設管理費	0	0	0
負担金支出(諸会費)	43,000	0	43,000
車両関連費	155,000	0	155,000
支払手数料	170,041	0	170,041
減価償却費	887,758	0	887,758
寄付金支出	0	0	0
その他経費計	3,415,279	0	3,415,279
管理費計	4,308,829	0	4,308,829
経常費用計	14,382,773	7,726,047	22,108,820
当期経常増減額	73,484,004	468,065	73,952,069
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益	0	0	0
2. 過年度損益修正益	0	0	0
経常外収益計	0	0	0
IV 経常外費用			
1. 固定資産除却損	0	0	0
2. 過年度損益修正損	0	0	0
経常外費用計	0	0	0
経理区分振替額	468,065	△ 468,065	0
当期正味財産増減額	73,952,069	0	73,952,069
前期繰越正味財産額	88,047,056	0	88,047,056
次期繰越正味財産額	161,999,125	0	161,999,125

令和4年度 貸借対照表

令和5年3月31日現在

特定非営利活動法人日本サービスドッグ協会
(単位：円)

科目	金額	
I 資産の部		
1 流動資産		
現金預金	140,391,329	
棚卸資産	78,500	
流動資産合計		140,469,829
2 固定資産		
有形固定資産		
土地	11,000,000	
建物	7,705,600	
建物附属設備	287,079	
構築物	493,901	
有形固定資産産合計	19,486,580	
その他の固定資産		
駐車場簡易舗装	50,770	
シャンプー室	1	
什器備品	0	
引退補助犬慰霊碑	1,991,945	
その他の固定資産合計	2,042,716	
固定資産合計		21,529,296
資産合計		161,999,125
II 負債の部		
1 流動負債		
流動負債合計		0
2 固定負債		
固定負債合計		0
負債合計		0
III 正味財産の部		
前期繰越正味財産		88,047,056
当期正味財産増減額		73,952,069
正味財産合計		161,999,125
負債及び正味財産合計		161,999,125

計算書類の注記

1 重要な会計方針

計算書類の作成は、NPO法人会計基準（2010年7月20日 2011年11月20日一部改正 NPO法人会計基準協議会）によっています。

- (1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
最終仕入れ原価法による原価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
定率法
- (3) 消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

2 事業費の内訳

(単位：円)

	特定非営利に係る事業					計	その他の事業	合計
	育成利用	啓発	終末支援	補助具の開発	調査研究		物品販売	
(1) 人件費								
給料手当		619,950	990,000			1,609,950	960,000	2,569,950
通勤費		186,000	280,000			466,000	220,000	686,000
人件費計		805,950	1,270,000			2,075,950	1,180,000	3,255,950
(2) その他経費								
寄付金支出								
支援品費			535,172			535,172		535,172
支援金費			5,050,000			5,050,000		5,050,000
商品仕入れ代							4,488,912	4,488,912
イラスト製作費							500,000	500,000
旅費交通費		161,104	3,610			164,714	156,003	320,717
通信費		500	190,762			191,262	193,989	385,251
運搬費		184,043	158,790			342,833	664,738	1,007,571
消耗品費		345,403	166,846			512,249	36,832	549,081
事務用品費		137,490	105			137,595	97,193	234,788
印刷製本費		422,400				422,400	190,300	612,700
宣伝広告費		4,999				4,999		4,999
謝礼金		419,270	216,900			636,170		636,170
接待交際費								
車両費							104,300	104,300
租税公課		600				600	39,500	40,100
減価償却費								
手数料							74,280	74,280
その他経費計	0	1,675,809	6,322,185			7,997,994	6,546,047	14,544,041
経常費用計	0	2,481,759	7,592,185			10,073,944	7,726,047	17,799,991

3 固定資産の増減内訳

(単位：円)

科目	期首取得価額	取得	減少	期末取得価額	減価償却累計額	期末帳簿価額
有形固定資産						
建物	8,396,800		691,200			7,705,600
建物附属	340,546		53,466			287,080
構築物	575,640		81,739			493,901
その他の固定資産	67,693		16,923			50,770
動物園 墓	2,036,375		44,430			1,991,945
合計	11,417,054		887,758			10,529,296

4 その他特定非営利活動法人の資産、負債及び正味財産の状態並びに正味財産の増減の状況を明らかにするために必要な事項

・ 事業費と管理費の按分方法

各事業の経費及び事業費と管理費に共通する経費のうち、給料手当及び通勤費については従事割合に基づき按分しています。

また、管理費については、特定非営利活動に係る事業とその他の事業で、収入比に基づき按分しています。

・ その他の事業に係る資産の状況

その他の事業に係る資産の残高は、棚卸資産が78,500円です。

特定非営利活動に係る事業・その他の事業に共通で使用している重要な資産は土地・建物が21,529,296円です。

令和4年度 財産目録

令和5年3月31日現在

特定非営利活動法人 日本サービスドッグ協会
(単位：円)

科目		金額	
I 資産の部			
1 流動資産			
現金預金			
現金	0		
郵便振替口座	113,562,700		
郵便貯金	16,648		
外貨預金	0		
普通預金 南都銀行高田本町支店	26,811,981		
棚卸資産	78,500		
流動資産合計		140,469,829	
2 固定資産			
有形固定資産			
土地	11,000,000		
建物	7,705,600		
建物付属設備	287,079		
構築物	493,901		
有形固定資産計	19,486,580		
その他の固定資産			
駐車場簡易舗装	50,770		
車両運搬具	0		
シャンプー室	1		
什器備品	0		
引退補助犬慰霊碑	1,991,945		
その他の固定資産計	2,042,716		
固定資産合計		21,529,296	
資産合計			161,999,125
II 負債の部			
1 流動負債			
流動負債合計		0	
2 固定負債			
固定負債合計		0	
負債合計			0
正味財産			161,999,125